番号	名称	住所	
5092	大興金属株式会社	愛媛県四国中央市下柏町七百十八番地六	平成二十三年五月三十一日から平成二十四年五月三十日まで
5093	ハヤカワ建設株式会社	北海道石狩郡当別町対雁三十番地	平成二十三年六月九日から平成二十四年六月八日まで
5094	オゴー開発株式会社	岡山県岡山市南区西市五百二十二―一	平成二十三年六月二十七日から平成二十四年六月二十六日まで
5095	株式会社中辰	愛媛県松山市三津ふ頭一番地十一	平成二十三年七月一日から平成二十四年六月三十日まで

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間

○経済産業省告示第百七十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定が効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月二十九日

経済産業大臣　海江田万里

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
一九〇一〇一一	平成十年三月二十五日	平成二十三年四月二十八日	ガスメーター第一類	株式会社金門製作所　北海道工場 北海道札幌市東区東苗穂二条三丁目二番七十八号
二〇〇一〇一一	平成十年三月二十五日	平成二十三年四月二十八日	ガスメーター第二類	株式会社金門製作所　北海道工場 北海道札幌市東区東苗穂二条三丁目二番七十八号
一〇〇一〇一一	平成十年五月十三日	平成二十三年四月二十八日	水道メーター第一類	株式会社金門製作所　北海道工場 北海道札幌市東区東苗穂二条三丁目二番七十八号

○経済産業省告示第百七十四号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十二条の規定に基づき、認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月二十九日

経済産業大臣　海江田万里

一　登録認証機関の名称　財団法人建材試験センター

二　変更しようとする事務所の名称　財団法人建材試験センター　製品認証本部

三　変更事項

事項	変更前	変更後
所在地	埼玉県草加市高砂二丁目9番2号	東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番4号

○国土交通省告示第八百号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＨＸ	141316	おきつ	平成23. 6.13
７ＪＩＷ	141390	パノラミックス	23. 6.13
７ＪＪＣ	141402	あかつき丸	23. 6.15
７ＪＪＤ	141408	ＡＮＴＡＲＥＳ　ＬＥＡＤＥＲ	23. 6.10
７ＪＪＰ	141483	ＯＣＥＡＮ　ＬＥＯ	23. 6. 2
ＪＤ3178	141416	第七清福丸	23. 6. 7
ＪＤ3209	141458	片瀬丸	23. 6. 9
ＪＤ3211	141461	幸和丸	23. 6.24
ＪＤ3212	141462	第十三光新丸	23. 6.23
ＪＤ3219	141478	博勇丸	23. 6.22
ＪＤ3220	141480	八起丸	23. 6. 2
ＪＤ3223	141488	ＰＵＲＥ　ＢＬＵＥ　ＯＦ　ＬＯＮＤＯＮ	23. 6.28
ＪＤ3228	141494	千勝丸	23. 6.16

○国土交通省告示第八百一号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
ＪＢＮＢ	136610	第十一健勝丸	平成23. 6.28
ＪＢＸＷ	128215	第五天州丸	23. 6.17
ＪＣＧＪ	129836	神山丸	23. 6.27
ＪＥＢＢ	128901	第十八栄久丸	23. 6.13
ＪＧＤＡ	128234	第三十五喜久丸	23. 6.13
ＪＧＤＷ	117022	海幸丸	23. 6.29
ＪＧＥＥ	130524	第二十一海王丸	23. 6.14
ＪＪＧＦ	131581	第二十一健勝丸	23. 6.28
ＪＭＷＶ	130701	第六十五甚宝丸	23. 6.17
ＪＱＣＳ	102581	第十六躍進丸	23. 6.17
ＪＤ2162	132624	第三鶴丸	23. 6.28
ＪＤ2412	124474	新あおさぎ	23. 6. 2
ＪＤ2513	124460	第十一漁運丸	23. 6.17
ＪＥ2254	117849	第八十二源榮丸	23. 6.17
ＪＥ2300	119484	第三十一八重丸	23. 6.17
ＪＥ2321	121269	第三十八久榮丸	23. 6.17
ＪＥ2341	121281	第七十五幸栄丸	23. 6.15
ＪＥ2598	123184	第八十八源榮丸	23. 6.17
ＪＥ3131	132242	第五源榮丸	23. 6.17
ＪＧ2171	111016	まつ丸	23. 6.14
ＪＧ3472	117600	中城丸	23. 6. 7
ＪＧ4255	126690	三崎丸	23. 6.14
ＪＧ4430	128132	第10若三代	23. 6. 3
ＪＧ4713	130167	せいりゅう	23. 6.30
ＪＧ4802	131121	遊	23. 6. 2
ＪＧ5327	134966	みつかぜ	23. 6. 2
ＪＧ5362	135248	釧路丸	23. 6.29
ＪＩ3331	128734	ＳＯＰＨＩＡ―８	23. 6.14
ＪＪ3558	129302	第五順徳丸	23. 6.30
ＪＫ4504	127319	八幡丸	23. 6. 7
ＪＬ5507	128325	ダイヤ丸	23. 6.13
ＪＬ5576	130623	第三大安丸	23. 6.20
ＪＬ5906	130660	錦陽丸	23. 6.30
ＪＬ5952	131527	第十一光新丸	23. 6.21
ＪＬ6232	133952	七号勝丸	23. 6.14
ＪＬ6413	135092	恵昌丸	23. 6.29
ＪＭ5803	130463	フェリーひさか	23. 6.23
ＪＭ5856	131227	飛帆	23. 6.14
ＪＭ6553	135417	伯豊丸	23. 6.20

○国土交通省告示第八百二号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
3184	平成10. 5.15	121281	第七十五幸栄丸
A02111611	14. 8.28	130701	第六十五甚宝丸
A03191116	15. 8.27	135396	国広丸
A0614131	18. 1.17	132649	第一勝栄丸
A07111601	19. 1.22	128215	第五天州丸
A07111604	19. 3.14	119484	第三十一八重丸
A0814109	20. 4.24	130167	せいりゅう
A0910116	21. 6. 2	124460	第十一漁運丸